破産管財人変更

平成２６年（フ）第１１３号
兵庫県加古川市別府町別府571番地の14
破産者　谷口　勝良
破産管財人　竹嶋　健治が死亡したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　園田　洋輔
平成27年３月６日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１９８号
兵庫県神崎郡神河町東柏尾249番地、開始決定時の住所兵庫県神崎郡神河町東柏尾245番地
破産者　赤松　省吾
破産管財人　竹嶋　健治が死亡したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　石塚　順平
平成27年３月６日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第４９６号
兵庫県神崎郡神河町東柏尾249番地、従前の住所兵庫県神崎郡神河町東柏尾245番地
破産者　赤松　八郎
破産管財人　竹嶋　健治が死亡したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　石塚　順平
平成27年３月６日　神戸地方裁判所姫路支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２６年（フ）第１号
山口県岩国市山手町１丁目９番21号
破産者　山口工業株式会社
異議申述期間　平成27年４月20日まで
平成27年３月11日　山口地方裁判所岩国支部

特別清算終結

平成２６年（ヒ）第５号
香川県三豊市詫間町松崎2780番地509
清算株式会社　株式会社シンエイ
１　決定年月日　平成27年３月９日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
高松地方裁判所観音寺支部

決議に付する決定

平成２７年（再）第１号
愛知県瀬戸市深川町14番地
再生債務者　株式会社鯛利商店
１　決議に付する計画案　平成27年３月５日付け再生債務者提出の再生計画案
２　書面投票期間　平成27年３月24日まで
３　議決権不統一行使の通知期限　平成27年３月17日
平成27年３月10日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（再）第２号
愛知県瀬戸市深川町13番地の２
再生債務者　中村　利弘
１　決議に付する計画案　平成27年３月５日付け再生債務者提出の再生計画案
２　書面投票期間　平成27年３月24日まで
３　議決権不統一行使の通知期限　平成27年３月17日
平成27年３月10日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（再）第５号
福岡市早良区百道浜４―16―７
再生債務者　久賀　　太
１　決議に付する計画案　平成27年２月18日付け再生債務者提出の再生計画案
２　書面投票期間　平成27年４月６日まで
３　議決権不統一行使の通知期限　平成27年３月30日
平成27年３月９日
福岡地方裁判所第４民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２７年（再イ）第９号
兵庫県川西市鴬台２丁目１番地の163
再生債務者　髙田孝一郎
１　決定年月日時　平成27年３月９日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年３月30日まで
４　一般異議申述期間　平成27年４月13日から平成27年４月20日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２７年（再イ）第４号
埼玉県新座市畑中２丁目11番４号
再生債務者　佐藤　雅史
１　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年３月31日まで
４　一般異議申述期間　平成27年４月14日から平成27年４月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２７年（再イ）第９号
埼玉県草加市瀬崎３丁目８番７―202号
再生債務者　舛方　有紀
１　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年３月31日まで
４　一般異議申述期間　平成27年４月14日から平成27年４月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２７年（再イ）第２６号
名古屋市緑区小坂１丁目301番地の５
再生債務者　新海　正志
１　決定年月日時　平成27年３月10日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年３月31日まで
４　一般異議申述期間　平成27年４月７日から平成27年４月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（再イ）第３８号
札幌市豊平区水車町２丁目１番９号
再生債務者　石塚　太一
１　決定年月日時　平成27年３月11日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年４月１日まで
４　一般異議申述期間　平成27年４月15日から平成27年４月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（再イ）第２６号
福島県郡山市安積町日出山４丁目153番地セゾンヴィラージュ102
再生債務者　鈴木　一貴
１　決定年月日時　平成27年３月11日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年４月１日まで
４　一般異議申述期間　平成27年４月14日から平成27年４月21日まで
福島地方裁判所郡山支部再生係

平成２７年（再イ）第５号
奈良市西大寺芝町１丁目９番14―103号
再生債務者　高巣　文彦
１　決定年月日時　平成27年３月６日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年４月３日まで
４　一般異議申述期間　平成27年４月13日から平成27年４月27日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（再イ）第５号
大阪府泉南郡田尻町吉見691番地９
再生債務者　山下　高志
１　決定年月日時　平成27年３月９日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年４月６日まで
４　一般異議申述期間　平成27年４月13日から平成27年４月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２７年（再イ）第１８号
神戸市垂水区泉が丘１丁目７番10号、従前の住所神戸市東灘区魚崎南町４丁目９番３号505号
再生債務者　橋口　智弘
１　決定年月日時　平成27年３月９日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年４月６日まで
４　一般異議申述期間　平成27年４月13日から平成27年４月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係